

(市民部、保健福祉部、子ども未来部 入室)

午前10時05分開議

**○委員長 (小山 直子)** おはようございます。ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の議題の確認ですが、お手元に配付のとおり進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長 (小山 直子)** 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは、1の付託事件審査でございますが、提出者の説明については省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長 (小山 直子)** 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、まず議案第1号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分以下、議案3件を一括議題といたします。御質疑ございませんか。はい、道畑委員。

**○道畑 克雄委員** おはようございます。それではまず、議案第1号の補正予算の分で、衛生費、歳出、理化学試験検査費とそれから、かかわって第5号の函館市衛生試験所設置条例の部分についてお尋ねさせていただきます。本会議での一般質問でも放射能の測定器の関係は質問出ておりましたので、重複を避けまして質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず第1点目ですけれども、この測定器、減価償却の話も本会議の御答弁の中でも出てましたが、測定器の耐用年数どのくらいの期間使えるのか、まずそれについてお聞かせください。

**○保健所衛生試験所長 (日田 昇一)** 測定器の耐用年数についてのお尋ねですが、放射性物質測定器の減価償却における耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令により5年とされておりますが、メーカーの説明によりますと、測定器の心臓部である検出器の耐用年数が10年程度であることから、当該期間の使用は可能だと判断しております。また、検出器は交換ができますことから、劣化した場合などには交換することにより、さらに使用が可能になるものと考えております。なお、検出器の交換費用は300万円程度と伺っております。

**○道畑 克雄委員** わかりました。それから、導入しようとする測定器の性能についてですけれども、一部報道もされているようですが、どのような検査が可能なのか、どのくらいの時間で結果が出るのか、精度の、精度というのはどのくらい細かく調べられるのかといったその辺りについてはどのようなものでしょうか。

**○保健所衛生試験所長 (日田 昇一)** 導入する測定器の性能についてのお尋ねですが、国の示す食品中の放射性セシウム検査法におきましては、基準値の5分の1の検出限界値まで測定できる性能の検査計が必要ですが、今回導入する予定のゲルマニウム半導体検出器では、新基準値のうち最も低い食品群である飲料水の基準、それは1キログラム当たり10ベクレルというものですが、その5分の1に相当する2ベクレルまでは十分に測定ができ、すべての食品群の検査が可能となっております。また、測定時間は1時間程度でございます。

以上です。

○道畑 克雄委員 はい。それで本会議の御答弁の中では市民からの検体も、持ち込みといたしますか、そういうものも受け入れるというようなお話も出ていたと思うんですけども、そうした部分で受け入れが可能なものの範囲、またはそれに関して制限などが設けられるのかどうか、その点についてお聞かせください。

○保健所衛生試験所長（日田 昇一） 一般依頼の検査対象についてのお尋ねでございますが、検査対象につきましては、原則的には食品を対象にしておりますが、食品以外の検査については、所管部局と協議に応じてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、この放射性物質検査を実施するに当たりましては、今後関係部局と協議し、実施要領を策定することとしており、その中で検査対象品目や採取量、検出限界値などの検査方法のほか、結果の公表方法、基準値を超えた場合の措置などについて定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○道畑 克雄委員 はい。それからですね、機器の特性上といたしますか、どこにでもあるようなものでもないと思いますので、例えば函館市以外、近隣が想定されるかなと思うんですが、例えばそういったところに住んでいらっしゃる方ですとか、企業ですとか、そういったところから検査依頼があった場合には、それは応じることになるのでしょうか。

○保健所衛生試験所長（日田 昇一） 函館市以外の検査の受け入れについてのお尋ねでございますが、函館市以外の他の自治体やその住民などからの依頼につきましても、行政検査や函館市民などからの依頼の状況にもよりますけれども、可能な限り受け入れたいと考えております。

以上でございます。

○道畑 克雄委員 すると、検査を行って出た結果の取り扱いについてなんですけれども、大きく言って2つあるかと思うんですね。例えば1つは、市の側が自分のところの所管する業務、例えば食品の衛生の指導という立場で行うような業務があると思うんですが、そうした業務として行った検査に、検査で出た結果の取り扱いをどうするのかということと、それからもう1つは、先ほどお尋ねしましたけれども、民間含めて、持ち込みといたしますか、要請があつて行った検査、この場合の出た結果について、保健所としてどういう関与をするのかという部分についてお聞かせください。

○保健所衛生試験所長（日田 昇一） 検査結果の取り扱いについてのお尋ねでございますが、まず市が主体となつて行う検査のうち、函館市食品衛生監視指導計画に基づく検査の結果につきましては保健所が品目、産地、検査数値すべてを公表し、基準値を超えた場合は販売禁止、回収命令、廃棄命令といった行政処分の対象になりますが、その他の検査につきましては、検査を依頼した部局が公表し、対応することとしております。また、市民や企業などからの一般依頼により実施した検査結果の公表につきましては、依頼者の判断にゆだね、保健所として公表することは考えておりませんが、基準値を超えた場合などは公表、回収、廃棄等を助言し、また場合によっては市が主体となつて再検査する必要もあると考えております。いずれにいたしましても、詳細につきましては、今後策定する実施要領の中で定めてまいりたいと考えております。

以上です。

○道畑 克雄委員 それから、質問の最後にしますけれども、本会議の質問で手数料が20,100円でしたか、

予定しているということで、市民がもしお願いするような場合であれば若干高いんで減免の、そういった制度を設けてほしい旨の質問もあったかと思うんですが、ただ設置条例の施行規則を見ますと、既に減免の手続きの仕方についても定められていて、今回は別表にその分を書き加えるということですから、新たに制度みたいなものがつくられるということではないというふうに受けとめてますけども、それで、放射能の検査に限りませんけれども、保健所の衛生試験所で行われる検査の手数料の減免の取り扱いということで、その要件みたいなものがあるのでしたら、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○保健所衛生試験所長（日田 昇一）** 検査手数料の減免についてのお尋ねでございますが、衛生試験所の検査手数料の減免につきましては、函館市衛生試験所設置条例に、市長は手数料を納付すべき者が、公益上減免する必要があると認められる者、その他災害等の事由により納付が困難であると認められる者に該当するときは、手数料を減免することができると定めておりますが、これまでにこの規定を適用して減免した事例はないところでございます。

以上でございます。

**○道畑 克雄委員** 以上です。

**○委員長（小山 直子）** はい。他に御質疑ありませんか。本間委員。

**○本間 勝美委員** 私も同じく、保健所に設置される放射能機器のことについてちょっと御質問したいと思います。本会議の質問の中で、例えば民間の保育所のほうからそういった要望があった場合に案内をするというお話でした。やはりその部分にかかわっても減免ですよ、どれくらいの金額でできるのかということが非常に問題になってくると思いますので、私たちの会派としても、しっかり利用できる金額ということ調査した上で減免制度をまず設けていただきたいなと思っております。これは要望です。もう1点なんですけども、今、函館市内には道の保健所に1つ、あとは国立の函館高専に1つ、簡易なものが設置されているということを伺っております。先月、道庁の保健福祉部の担当者に直接話を聞いたんですけども、今、道庁としては、渡島保健所にある機器は簡易なものなので、そこでまず検査をして、そこで国の基準以上のものが出た場合に札幌の道立の衛生試験所に送って検査を進めるという答えだったんですね。国立の函館高専にも簡易なものが設置されているので、そことの連携ですよ、全部が全部保健所で対応ができるのかもちょっと疑問に思っているんですけども、まず保健所の体制ですよ、体制、新しく機械が導入されるけれども、ちゃんとその体制が整っているのか。もう1点は高専など他の機関との連携がどのように図られるのか、この2点ちょっと質問します。

**○保健所衛生試験所長（日田 昇一）** まず、測定に対する体制についての御質問でございますけれども、測定に関しましては1検体当たり1時間程度の時間を予定しております、1日5件、年間で200件程度の検査を見込んでおり、この程度であれば今の人員の体制で検査は可能かと考えております。次に、渡島保健所や函館高専との連携についてのお尋ねですが、北海道におきましては、道立保健所6カ所に簡易測定器を導入し、北海道食品衛生監視指導計画に基づき、17都県の出荷物を対象に各地域に流通する食品の検査を実施しており、本市におきましても渡島保健所に検査を依頼しておりますが、渡島保健所が本市からの依頼を受け入れ、検査する件数には限りがあり、また行政検査のみで一般からの依頼には応じていないことから、本市に精密測定器を導入し、行政検査のほか市民や企業などからの依頼にも応ずるものでございます。また、函館高専におきましては、研究、教育を主な目的として簡易測定器を

導入し、その中で一般からの依頼検査に応ずるものでございますが、本市が導入する精密測定器と高専が導入する簡易測定器により市民のニーズに応じた検査の対応が可能になると考えております。

以上でございます。

○本間 勝美委員 先日、八戸沖のタラから国の基準値を越えるセシウムが検出されたという報道があって、今朝の北海道新聞を見ると、それを受けて渡島、胆振、日高の漁場で毎週検査を行うっていう報道がありました。今後もしかすると、あつてはならないと思うんですけども、函館の近海からそういう魚がとれた場合に民間からの要望がふえるということも考えられるのかなと思いますので、そういった場合に備えて、今は職員の体制は大丈夫だよというようなお話だったんですけども、そういった場合にやはり迅速に人の配置ができるような形にさせていただくことができるのでしょうか。

○保健福祉部長（川越 英雄） なかなか今の段階でそうした人員配置、またこれから起こるかどうかわからない部分の中での配置についてはお答えすることは難しいんですけども、いずれにしても、どういう場合にあっては迅速な対応が図れるように、それは組織全体の中で調整を図る必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○本間 勝美委員 まあ、いろんなことが想定されると思いますので、そういうことも考えながら人材の配置をやってほしいと思います。

以上です。

○委員長（小山 直子） 他に御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） はい。それでは、質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退室願います。

（市民部、保健福祉部、子ども未来部 退室）

---

（病院局 入室）

○委員長（小山 直子） 次に、議案第3号平成24年度函館市病院事業会計補正予算を議題といたします。

御質疑ございませんか。はい、道畑委員。

○道畑 克雄委員 2つお伺いしたいと思います。1つは企業債の部分なんですけれども、いただいた資料を見ると3億1,630万円、企業債、補正というふうになっていますけれども、これは確認ですが、事業総体にかかる分を今年度でまず全部起債をしてしまうという、そういう考え方だということによってよろしいですか。

○病院局管理部長（渡辺 史郎） 企業債の補正前の3億1,630万円のお尋ねですけども、これは当初予算で計上しております3病院の医療機械の整備事業費そのもので100%の起債充当率ですので、全部をこの起債を予算で計上しております。今回、実施設計委託料の1,350万円を加えて補正して3億2,980万円にするというものです。

以上です。

○道畑 克雄委員 すいません、聞き方が悪かったです。申しわけありません。今年度の事業分に係る分

だけ起債するという事で、機器の購入等はまた後年度になるという、そういう位置づけだということで、ちょっと回りくどい言い方をしておしわけありませんでした。それとあともしお考えなり、わかっている分があればということでお尋ねしますけれども、新たにまた機械を導入するということになると思うんですが、大体予定する価格とかがあっていうのはどれくらいが、相場って言うのは失礼ですけども、どれくらいで考えられているのでしょうか。

**○病院局管理部長（渡辺 史郎）** このシネアングオの整備にまつわるお話ということで受けとめました。

資料の2ページをお開き願います。資料の2ページの下のほうに整備スケジュールと記載しております、今回6月に今提案しております補正予算を議決いただければ、下の④ですね、下から4行目でございますけれども、補正予算の議決をいただければ、8月から12月というスケジュールで実施設計を行いまして、その実施設計で工事の内容、工事費だとかが精査されます。それを受けまして12月の補正を今予定しておりますけれども、12月補正予算でこの新築工事の工事費を、継続費、年度がまたがると思います。来年度——平成25年度までの継続費も補正しまして、その議決を受けたいと。で、その時にこの建物などの工事費の補正予算を計上したいと思っておりますが、その額はあらあらですけども2億数千万円ぐらいかなというふうに積算はしておりますけれども、この間いろいろ他の都市の病院などでもありますけれども、いろいろ東日本大震災関係で工事費、労賃、資材ですとかが高騰しているということもございまして、そこはこの実施設計の中できちんと数字は精査していきたいと思っておりますので、今の数字は動く可能性がございまして。そして、この工事が来年の8月までかかります。その後、8月から10月までの3ヶ月の間にこのシネアングオという機械を2台据え付けると。これは平成25年度の予算で計上したいと思っております。その金額もすごくあらあらですけども2億数千万円ということになるのかなというふうに考えておりました。

以上でございます。

**○道畑 克雄委員** 以上です。

**○委員長（小山 直子）** 他に御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○委員長（小山 直子）** はい。それでは、質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退室願います。

（病院局退室）

**○委員長（小山 直子）** 次に、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。

本件にかかわっては、当委員会でご要求しておりました資料が6月20日付けで提出されており、各委員に配付されたところであります。そこで本件の進め方ですが、まず理事者に出席を求め、提出資料の説明を受け、その上で委員間で審査をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○委員長（小山 直子）** 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。それでは、理事者の出席を求めます。

（子ども未来部 入室）

○委員長（小山 直子） それでは、6月20日付けの資料について説明をお願いいたします。

○子ども未来部長（岡崎 圭子） それでは、私のほうから20日に配付いたしました学童保育の資料につきまして簡単に御説明をしたいと思います。

資料の1ページ目でございますけれども、学童保育の概要についてということでございます。学童保育につきましては、平成9年の児童福祉法の改正によりまして、法制化をされたものでございます。市町村につきましては、その実施等につきまして努力義務が課されているところでございます。また、法令上には、具体的な基準、義務的な基準というものはございません。国の実施要綱やガイドラインに基づき望ましいあり方ということで促されているものを準拠しながら、実施がなされているものでございます。なお、学童保育というものは、名称はあくまでも通称でございまして、児童福祉法上では放課後児童健全育成事業というふうに規定がされているものでございます。下のほうにその法的根拠がございまして、**「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、制令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」**というのが児童福祉法上の定義でございます。以下その市町村の努力義務等につきまして、記載をしております。

2ページでございます。函館市の学童保育所の経過、現況でございます。経過といたしましては、昭和41年に公設で2カ所開設をいたしましたのを皮切りに昭和55年に民営で3カ所、60年には11カ所の民営学童保育所に対して100万円の補助を出しております。これが民間に対する補助の開始でございます。その後、平成21年度には公営の学童保育所4カ所を廃止いたしまして、これはいずれも民営の学童保育所に事業が継続をされております。24年度現在では、45カ所の民営の学童保育所に委託をして、実施をしております。それからその下には、24年4月1日現在での実施状況について、記載をしております。運営主体は、父母会が27カ所、法人16カ所、個人2カ所でございます。実施場所につきましては、小学校13カ所、児童館2カ所、幼稚園4カ所、民間の専用施設が2カ所、民家等が24カ所となっております。入所児童数につきましては、学年別に記載をしておりますけれども、合計で入所児童数が1,437人でございます。これに対応する小学校の全児童数が11,691人ということでございますので、入所率は12.3パーセントということでございます。一番下の表に民営の学童保育所に関する推移ということで、実施箇所数、入所児童数、参考までに全児童数、委託料につきまして記載をしておりますけれども、実施箇所数が平成18年度25カ所であったものが24年度に45カ所ということで20カ所ふえてございます。児童数につきましても、874人という18年度の実績が、24年度では1,437人と増加をしております。一方で子供の少子化の傾向がございまして、全児童数は13,504人であったものが、24年度では11,691人というふうに減少してきている。子供たちが少子化で減ってきている状況にもかかわらず、ふえていっているという実情がここでおわかりになるかと思っております。委託料につきましては、箇所数がふえていること、それから基準額がふえるというようなこともありまして、増加の一途をたどっておりまして、18年度で7,642万6,000円であったものが、24年度では2億1,953万2,000円というふうに増加をしております。これは1カ所当たり換算しますと18年度で305万7,000円であったものが、24年度で487万8,000円というふうに増加をしてきている状況でございます。

3 ページ目をお開きいただきたいと思います。学童保育所指導員の配置及び資格についてということで、国の規定、市の規定それぞれ分けまして記載をしておりますけれども、国におきましては放課後児童健全育成事業等実施要綱において、放課後児童指導員を配置するというので、その配置をすることそのものを規定しております。それから、資格につきましては、望ましい資格ということで、この後でも出てきますけれども、児童福祉施設の児童厚生員の資格に準拠する形で記載がされております。しかしながら、具体的な配置人数などの基準は定められておりません。これは国においてさらに詳しいガイドラインが策定はされているんですけれども、この中でも同様に義務的な基準、規定というものが記載をされていないものでございます。市におきましても、こういった国の策定内容を受けまして、実施要綱とガイドラインを作成しておりますけれども、国の考え方に準拠し、最低基準という位置づけではなくて、事業充実のための望ましい方向を目指そうということで、基準値的なものをしっかり設けているものではございません。したがって、入所児童数に応じた指導員の配置人数について、国、市いずれも義務的な基準は設けておりません。めどとしてはガイドラインの中で記載はしております。国の規定ということで3 ページの後段のほうには、今お話しいたしました内容が書かれているところでございます。放課後児童指導員を配置するというので、それからその指導員の選任に当たっては児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第38条に規定する資格を有する者が望ましいというような記載になっております。それから、障がい児の受入事業というものが、国の中で推進事業というのがありますけれども、この中で函館市は委託料を支出しておりますものですから、(3)の②に該当しますけれども、放課後児童クラブが専門的知識等を有する指導員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出するということが、そして必要な人員を配置するというふうになっております。で、翻って市の規定が4 ページにございますけれども、市の場合は実施要綱の中で事業の委託——これ今全面的に委託になっておりますけれども——その中で指導員の資格につきましては先ほどの国の厚生労働省の省令に掲げられている資格を書いてございまして、(3)のアからウまでがそれに該当いたします。そして、(3)のエ「その他、上記に準ずる者と認められる者」これは市独自に置いてますけれども、要はこういった専門性のある方々、またそれだけじゃなくて経験年数を非常に積んだ方がいたり、現場の状況に即して対応できるようにということで準ずる者という規定を置いてございます。あとは、障がい者につきましては、専門的知識を有すると認めた放課後児童指導員を配置するというふうにしてございます。あと市のガイドラインの中で指導員体制について、望ましいあり方として「常時、複数体制で対応することとし、うち1名は必ず常勤とするように努める」と、10名から19名の場合は指導員が2名以上、20名から40名の場合は指導員が3名以上、40名を超えた場合は適宜増員というようなことが1つの望ましいあり方として書かれてございます。最後のページ、5 ページですけれども、これは先ほどから引用してました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条の部分でございまして、先ほどからの説明と重複をいたしますので、割愛させていただきたいと思います。

説明は以上でございまして、よろしくお願いたします。

**○委員長(小山 直子)** はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料の説明に対し、各委員から何か御発言ございませんか。はい、福島委員。

**○福島 恭二委員** 1、2点、資料を求めたんですけども、ちょっと気がつきませんで、けさ拝見させて

いただきまして大変申しわけございません。20日付けって言ったんですけども、見る時間が足りなかったんですけど、今説明の中でちょっと感じたことを2、3点お尋ねしたいんですけども、この事業の実施状況の中に運営主体が父母会と法人、個人ということで区別されて数が載ってますけども、これは法人がふえないっていうのはどういう理由かなんか押さえておりますでしょうか。圧倒的に父母会が多いんですけども。それから、実施場所について、小学校が13カ所、児童館、幼稚園、民間専用施設だとかあって、民家等が24カ所と、民家が圧倒的に多いんですね。これはどういう理由でこうなっているのかということですね。父母会が運営主体になっているから、民家が多いのかなというふうには思うんですけども、この辺についてちょっと押さえている理由などがあれば、ちょっとお知らせいただきたい。それから、これは何をいいますか、法律的に解釈しますと、あくまでも努力目標っていいますか、努力すべきだっていうことが主だっということ、努力をしているところだというふうに思いますが、その結果がこういう結果だというふうに受けとめますけれども、この指導員の資格というのは、「次に掲げる者であること」ということでこのアからウまでありますけども、主にどういう資格の方が現在多いのか、少ないのかですね、その辺をちょっとお知らせいただきたいなというふうに思います。

以上です。

**○子ども未来部長（岡崎 圭子）** 3点ほど今御質問いただいたところでございますけれども、法人と父母会の数ということですが、そもそも民営化の中で事を起こして民営化を進めてきたというのが、父母会が主になって民間がスタートしてきたという歴史があるわけがございますけれども、近年さまざまな運営主体が参画をしようとして問い合わせがあったりというような状況もございます。それから、父母会から発展してきた団体がNPOの法人格を取得するというようなこともございまして、形態としては多様化してきている状況にあるということでございます。それからもう1点として、民家が多いのはなぜかということもございますけれども、やはり父母会が主体となりながら、みずから場所を探してということもございまして、できる限り私どもも公共施設の中でということを考えながら、今後も教育委員会と連携しながら、余裕教室を求めながらということも考えていこうとはしておりますけれども、やはり子供が多いところは余裕教室もなかなか見出せないということもございまして、今のところ小学校13カ所、児童館2カ所というような状況でございます。あとは法的な努力義務ということもございますけれども、指導員の資格につきましては統計的にしっかりとったものではございませんけれども、おむねやはり保育士さんですか、それから教諭の免許をとって学校で働いたことがある方とか、そういった方が改めて学童保育の指導員になって、頑張っていらっしゃるという例があるというふうに把握をしております。

以上でございます。

**○福島 恭二委員** 最後のちょっと聞き漏らしたんですけど、もう1回。

**○委員長（小山 直子）** アが多いですということでした。

**○福島 恭二委員** アが圧倒的に多いということですか。わかりました。

今説明を受けたこの父母会、運営主体ですけどね、民営化に——保育所の民営化だと思っただけけれども——民営化によってということが大きな理由かなということのように伺いましたけれども、市としては運営主体を法人化するっていうかね、NPOだとかに移行するような指導なんかはしてるんだろうか。

多様化してきていると言うけれども、やっぱり個人というよりはね、そういった法人のほうに移管した方が、あるいはまたそこで運営した方がよりベストであり、より公平公正な透明性のある運営ができるのではないかなと思うものですから、その辺の指導がなされてきたのか、あるのかどうか、そういう意向があるのかどうか、ちょっとお伺いしておきたいなと。それから、実施場所はやっぱり少子化で学生もどんどん減ってるわけですから、調整をすればこの公共施設、学校等々の空き教室を使うことができるのではないのかなというふうに思うんですよね。そんなことでそういった方向に向けるような努力などがなされてきたのかどうかですね、あわせてちょっとお尋ねしておきます。あと、資格の問題については、小学校や中学校の教師、そういった人たちが圧倒的だということをございますか、それは受けとめておきます。

**○子ども未来部長（岡崎 圭子）** 法人格をとるような指導をしてきたかというような御質問でございますけれども、それぞれの事情の中で組織を構成して学童保育所を展開してきている状況にありますものですから、私どものほうからこういう形でというような指導をするというようなことはこれまでございませんでした。みずからやはり法人格を取得することによって、さまざまな社会的な動きがしやすい、信用が得やすいというそういった認識の中で法人格をとって学童を運営してきている、そういうふうに変化してきているという状況にあるということをございます。それから、公共施設における実施ということで、それはおっしゃるとおり公共施設での実施ということを目指しながら進めていくのが望ましいというふうに思っておりますので、今後とも教育委員会とお話し合いを持ちながら、できるところは進めていきたいというふうに思っております。

**○福島 恭二委員** わかりました。大体わかりましたけれども、あくまでも学童保育そのものが努力義務だというようなことですから、法律的に絶対しなければならないということではないことだとはいえ、これまで経過あってここまで25カ所から45カ所にふえてるっていう実態ですから、それに対して委託料も含めて2億円余の財源が投入されてるわけですから、そういうことからいけばもう少し効率的に、しかも運営等についても安心して運営できるような環境などもつくってやるべきだと思うんで、できれば今言ったように公平公正、透明性のあることにするとすれば、もっとやっぱり法人化をして指導して拡大するように努力すべきじゃないかなというふうに思いますんで、意見として申し上げておきますけど、あわせて学校などの、できるだけ公共施設を提供するような努力も必要ではないかと、今そういった方向に努力してるっていう話もありましたから、理解いたしますけれども、ぜひそういった方向で運営に関与していただきたいなというようなことで、意見を申し上げて終わります。

**○委員長（小山 直子）** 他に御発言ございませんか。はい、本間委員。

**○本間 勝美委員** 資料ありがとうございます。資料を拝見させていただいて、子供さんの数はやっぱり減ってるんですけども、利用している方、入所率が12.3パーセントということで1割を超えていると。1,437人の児童さんが利用されているということで、社会的ニーズっていうんでしょうかね、時代のニーズがあるのかなっていうふうに思ってます。私も何件か市内の学童保育所回ってきたんですけども、すごい格差があるなど、立派なところから、弥生小学校に併設されたところから、本当に建物が老朽化して地震が来たらもう倒壊してしまうんじゃないかと思われるところまで、本当に格差があるなどというのが実感です。1つ質問というか、動きがわかればいいと思うんですけども、今国のレベルで超党

派で学童保育士さん、今これ見ても保育士さんとか、学校の先生の免許を持ってる人とか、多いようだという事だったんですけども、国レベルで今超党派でこの学童保育士に関して資格をつくらうといった動きがあるみたいなんです。北欧のある国では学校の先生と同じくらいのレベルっていうか、そういう専門的な知識が必要で本当に子供の発達と成長に関して重要な役割を担っているのがこの学童保育の指導員だということ、北欧の一部の国では学校の先生と同じようなレベルだということみたいです。国の大きな流れですけども、こういった動きで何か情報がもしあれば教えていただきたいんですけども。わかんなかったらいいですけども。

**○子ども未来部長（岡崎 圭子）** 私ども資格について具体的な動き国から通知が来るとか、そういうところまで来ているものではございませんので、今子ども・子育て新システム等の議論が国会でなされてる、そういったことの最終的な決着を受けて各自治体のほうにも通知が来るものというふうに思っております。資格の要件については、本間委員おっしゃったようにやはり学童保育の指導員についても異年齢の集団での遊び、あるいは家庭にかわる生活の場の機能をあわせ持つという意味ではさまざまな役割が担わされているわけですから、一定の専門性が必要だろうというふうには考えております。現在のところでも保育士ですとか、幼稚園、学校の先生、あるいは2年以上児童福祉事業に従事した経験のある者などというふうにしておりますけれども、ただ一方で現状の市の学童保育所の中での指導員の確保というのは大変難しいところもありますので、あまり市のほうが高いハードルつくるといことも、今時点ではまだ現実的なものではないだろうというふうには思っております。ただ、専門性が一定程度あるだろうということについては、私もそういうふうには思っているところでございます。

以上でございます。

**○本間 勝美委員** すいません、もう1点ですけども、今入所児童数が1,437人、12.3パーセントと言いましたけれども、なかなか陳情書見ると、やはり保育料が高いついていうことで学童保育を利用したくても利用できないという家庭のお子さん、お母さん、お父さんの声があるっていうことも聞いてるんですけども、やはり社会的ニーズ、時代のニーズがあるけども、実際本当はもっともこの数字が高くなる可能性もあると思うんです。しっかりその辺の調査も行っていかなければならないのかなと、それをやることによって、現状の保育料がどうなのかというところもきっと議論になると思うんです。なので、今後市として子供さんたちと、親御さんたちですよ、どのくらいのニーズがあるのかっていうそういう調査をやる考えはないのかなと思うんですけどもどうでしょうか。

**○子ども未来部長（岡崎 圭子）** 保育料につきましては、平均で函館市の場合は1万2,000円ということとございまして、高いか安いかっていう問題はあろうかと思えます。学童保育はそうですけども、また児童館の事業があったり、さまざまな子どもの居場所がある中で、総体的に函館の子供たちがいずれかの受け皿の中で過ごすことができるというような体制は複合的に構築していかなきゃないというふうに思っております。それから、そのニーズの問題ですけども、全市を挙げてのニーズ調査っていうところまではちょっとおいておりませんが、例えばこの学童保育所が定員をオーバーしてもっとふやさなきゃいられないとか、そういう個別の状況に当たったときにはやはりニーズ調査をしまして、どの程度のニーズがあるのか、それに応じて新設をしていくか、していかないかとかといったようなことを見ながら事業が展開してきているところでございます。

○本間 勝美委員 今は「子どもの貧困」というふうに言われていて、なかなか目に見えないところで貧困が進んでいて定員があふれた部分というか、お金の余裕があるわけではないと思うんですけども、学童保育が利用できる人はこうやって申し込みをして、定員あふれば対応するっていうことだと思うんですけども、そうじゃなくてやっぱり目に見えない部分、本当は利用したいんだけどやはり保育料がネックになってどうしても申し込みもできないということが陰に隠れてるのかなということがああると思うんですね。要望なんですけども、そういう意味ではやはりそういったニーズの調査ですよ、子供さんの数が減ってきていることもあるので、やろうと思えばできるのかなと思いますので、要望としてお願いします。

○委員長（小山 直子） 他に御発言ございませんか。はい、佐々木委員。

○佐々木 信夫委員 今回の資料ではなく関連資料もらってますけど、その中でもいいですか。

○委員長（小山 直子） はい。

○佐々木 信夫委員 民生常任委員会に移って、総務の資料なんですけども、3月8日に開催された総務委員会の資料の中で、教育委員会から子ども未来部に移るということで、山本教育長が「標準的なモデルがないとなかなか制度設計が難しい」ということを述べておまして、その中で「子供に対する扱いとか、一定の標準だとか、標準モデルをつくるということで、作業は一部着手しておりますが、引き続きその旨も含めて、子ども未来部のほうへ引き継いでまいりたい」という発言をしてるんですよ。それで、この標準モデルに関しまして、どのような議論がされているのか、お聞きしたいと思います。

○子ども未来部長（岡崎 圭子） 教育委員会での発言、標準モデルにかかわっての御質問でございますけれども、先ほど来いろんなお話が出てますとおり、保育料の問題ですとか、それから指導員の待遇の問題ですとか、さまざま保育所の中でばらばらに展開されている状況がございまして、私どもがどれが標準なのか、そういった妥当性のあるあり方っていうものがなかなかつかみ切れてないという実態があるものですから、どういった姿が望ましいのかというものを探るためにそういったものを標準的に、例えば保育料はこのくらいが妥当じゃないだろうかというようなことをピックアップしながら、どういった経費がかかって委託料をどういうふうにしていくべきなんだろうか、そういったことを探るべく標準モデルという検討をしていかなきゃいけない、それは私どもに課せられた今年度の大きな課題だなと思ってまして、教育委員会から引き継いでおまして、今現在その検討作業を進めているところでございますので、それはまた時期が来ましたらお話もさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○佐々木 信夫委員 まあ、今年度の中でということを目途っていうんですか、いつ頃までに大体その標準モデルを設定する予定なのか。

○子ども未来部長（岡崎 圭子） 単純につくってしまっただけで、それがそれで一人歩きできるものなのか、どうなのかと、例えばあるべき理想的な姿があったとして、市の財政状況の中でどれだけそれをカバーしきれものなのかとか、そういった現実的な問題も一方でございまして、いろんなことを加味しながら多角的に検討しなきゃいけないというふうに思っています。そういう公表っていいですか、そういう時期の問題ですけれども、ちょっと今何月とかいうふうに具体的に言うまでにはちょっと熟度が足りなくて、申しわけなんですけども、できるだけ早い時期にお示しできるように努力していきたいというふ

うに思っております。

○委員長（小山 直子） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） それでは、理事者は退室願います。

（子ども未来部 退室）

○委員長（小山 直子） それでは、本件について各委員から何か御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） それでは、発言を終結いたします。

---

○委員長（小山 直子） 次に、陳情第19号福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情を議題といたします。

審査の参考として、陳情の項目ごとの市の現状等について資料を用意しておりますので、事務局に配付させます。

（資料配付）

○委員長（小山 直子） それでは、資料の説明をさせていただきます。よろしいですか。

左側が陳情の項目です。2健康・医療と教育の扶助（2）保育園・幼稚園料金の減免措置を3カ年延長していただきたい。当市の現状等です。保育園のほうにつきましては、現在保育料の減免を実施しております。いつまでという期間につきましては、まだ未定です。23年度実績は、全額及び一部免除が6件で、減額額の合計が61万9,410円となっております。なお、当該保育料の減免相当額については、平成24年度まで、安心こども基金地域子育て創生事業による道補助金の対象となっております。それから、私立幼稚園のほうです。私立幼稚園のほうでは、同じように入園料、保育料の減免を現在は実施しております。こちらもいつまで実施するという期日に関しては未定です。23年度実績は、全額及び一部免除8件、減免額合計が70万7,100円です。なお、当該保育料等の減免相当額については、平成26年度まで、被災幼児就園支援事業による道補助金の対象となっております。

それから、（3）甲状腺検査を大人と子供のいずれも無償化していただきたい。当市の現状としては、実施してはおりません。参考として福島県の事例を載せておきました。健康被害の可能性のある18歳以下の福島県民——県外の避難者を含むということですから、陳情されてる方々も含んでおります——を対象に平成26年3月末までに甲状腺の先行検査を行うこととしています。2枚目にいきます。当該検査の実施に当たっては、日本甲状腺学会、日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会などの7学会で構成する甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会により、診断基準の運用、実施者の条件などの選定を行っており、実施者の条件としては、日本甲状腺学会専門医、日本内分泌・甲状腺外科専門医などを目安としております。当該検査の実施体制については、現在、平成24年度の早い時期に、全都道府県に1カ所以上設定できるよう、福島県が協力医療機関の選定について協議をしているところです。参考として函病での検査料金について、下のほうに載せてあります。

（4）小児の甲状腺エコー検査と細胞診検査を行える医療機関を斡旋、紹介し、定期検診を無償実施していただきたい。実情ですけれども、小児の甲状腺エコー（超音波）検査、細胞診検査を実施できる

市内医療機関としましては4カ所あります。それは、函病、中央病院、五稜郭病院、共愛会病院、小児科のある総合病院が実施できるっていうことになっております。

(5) 放射能の尿検査(検出限界値が低く高精度)を大人、子供ともに無償化し、子供には定期的な検査を実施していただきたい。このことに関しましては、実施はしておりません。

以上、現在わかる範囲の中で当市の現状を資料としてまとめさせていただきました。

このことについて、各委員から何か御発言ございますか。はい、吉田委員。

○吉田 崇仁委員 まず、このたびあってはならない福島の第一原発の事故で避難されている方々に本当にお見舞い申し上げたいと思います。またそして、1日も早い除染ですか、この放射能の除去をして、早い復興を願っている1人であります。ところで、私聞きたいのは、国の減免措置ってというのが、今現在どういうふうになっているのかですね。それとあわせて、この陳情今回いただいて、実施していない項目もありますけれども、他都市はどのようにこの意見を取り扱っているのか、ここだけではないと感じておりますので、その点委員長ひとつ計らっていただきたいと思います。

○委員長(小山 直子) 私の調べた範囲の中では、その辺りまではまだしておりませんので、そのことをすぐ理事者に聞いてわかるでしょうか。わからないっていうことになれば、継続をして調査しながらっていう形になると思いますけれども。それでは、理事者に一応入っていただいて、わかるかどうかだけでも確認しますか。

○吉田 崇仁委員 わかる範囲内だけでもいいですね。

○本間 勝美委員 きノウ国会で被災者支援法が成立して、子供、妊婦の医療費減免っていうことになって、まだ詳しくは私も中身見てないんですよ。なので、国レベル、きのう全会一致で全部これ通って・・・

○浜野 幸子委員 全会一致で可決しても、それはいつ地方自治体っていうか、まず福島県の状況とそれによって、今ここに来られている人にどうするかっていうことだから、もう少し時間必要ですね。

○本間 勝美委員 いろいろ調べる必要ある。

○佐々木 信夫委員 出席して、まず聞いてみて、すんならするってそこで決めた方がいいんでないかい。

○池亀 睦子委員 福島では国が設けてますよね。ただ、市で今住んでいるところでやってほしいっていうこれは陳情ですよ。

○能登谷 公委員 これ一応都道府県には行ってるんでしょう、やってくれっていうことで。金は福島が払うということで、やってるっていうことだよ。そういうことだよ。けども都道府県ではやってないということかな。やってないから、やってくれっていうことなのかな。その点がよくわからないな。

○池亀 睦子委員 ここで今住んでますよね、被災された方が。

○佐々木 信夫委員 呼んで聞いた方がいい。

○吉田 崇仁委員 わかる範囲内だけでも。

○池亀 睦子委員 わざわざ福島行かなくても、被災地に行かなくてもここでやってもらえないかっていう陳情ですよ、これは。

○能登谷 公委員 そういうことだけど、今どうなんだかさ、他都市でやってるのかどうかさ。

○池亀 睦子委員 それはわからないよね。

○委員長（小山 直子） ちょっと情報がそれぞれ違うってということもあるので、理事者をじゃあお呼びして、わかる範囲で話をしてもらってということにしたいと思います。

（保健福祉部、子ども未来部 入室）

○委員長（小山 直子） それでは、吉田委員、もう一度お願いします。

○吉田 崇仁委員 現在、陳情書に対していろいろな項目が分かれていますけれども、この都道府県の取り扱いが、現在どういうふうになっているのか。国が今ちょっとお話聞いたら、法律が若干変わってくるっていうお話もあるもので、国のこの減免措置がどのように今現在になっているのか、その点から調査したいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（小山 直子） 国、あるいは都道府県の状況ってということがわかるようでしたら、お願いしますということです。

○保健福祉部健康増進課長（塚谷 圭永子） 福島県での甲状腺検査の状況ということによろしいでしょうか。

○委員長（小山 直子） その他のことについてもわかればということ。

○能登谷 公委員 国と都道府県、国の現状と都道府県の現状を、甲状腺に関してどうなんだっていう、検査に関して。

○保健福祉部健康増進課長（塚谷 圭永子） 甲状腺検査ということでもいいですか。

○委員長（小山 直子） 甲状腺検査だけでいいですか。

○吉田 崇仁委員 あらゆる今回陳情出た中で、その検査だけでなくて・・・

○委員長（小山 直子） 放射能の尿検査ですとか。

○吉田 崇仁委員 そうですそうです。

○保健福祉部健康増進課長（塚谷 圭永子） 失礼しました。

まず、福島県のほうで実施している県民健康管理調査というのがありまして、そちらまず、基本調査となってるんですけども、3月11日時点で県内に居住する方全員に対して質問票を送りまして、どこに居住していたとか、あと3月11日から3月末時点でどういう行動をしていたとか、どういうものを食べていたとか、そういうのを調査することになっております。それを返答いただいた方皆さんに推定の被曝量を通知して返している、そして県民健康ファイルというのをお渡しして、今後ずっと長期間いろんな検診とか受けていくのを記録していけるようになっております。その基本調査と別に詳細調査というのがありまして、これが甲状腺検査1つまずあるんですけども、これは18歳以下の全県民、やっぱり3月11日時点で福島県にいた方、もちろん県外避難者も含んでるんですけども、その18歳以下の全県民に対して甲状腺検査を実施しております。これに関しては、まず県内にいる方を先行検査という形で今検査を実施しているところです。それから、健康診査というのがありまして、これは先ほどの基本調査をしてさらに健康診査が必要と思われる方、それから県内の避難区域の住民に対して、健康診査を行うというような状況になってございます。こちらのほうは全部福島県のほうで、国が福島県に対して基金をつくってるんですけども、福島県原子力被災者・子ども健康基金というのがあるございまして、そこに国が782億円積み立ててるんですけども、それを財源として実施しているものです。

以上です。

**○子ども未来部子ども企画課長（佐藤 尚之）** 私のほうからは、保育園と幼稚園の保育料について、現状を御説明させていただきたいと思います。保育園の保育料の減免措置に関してですけれども、保育園の保育料の減免措置は減免相当額全額が国の子育て支援対策臨時特例交付金により北海道に設けられました安心子ども基金、これを通じて道の補助金という形で入ってくる形になっております。この安心子ども基金につきましては、現時点の情報では24年度で終了するというようになっておまして、25年度以降の取り扱いがきちっと今の段階では連絡が来ていないという状況になってございます。それから、幼稚園の入園料、保育料等の関係でございすけれども、幼稚園の関係の減免措置につきましては、国も通知に基づきまして幼稚園就園奨励費補助事業の対象となります。この補助事業につきましても、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により、北海道に基金が設けられておまして、北海道のほうから道の補助金という形で市に入ってくることとなります。これにつきましては、国から通知が来ておまして、事業の終了を3年間延長するというようになっておますので、24年、25年、26年度と26年度末まで延長されるというふうに今国の情報として入っております。

以上でございます。

**○吉田 崇仁委員** これ保育園は24年度で終わるっていうことになるんですね。幼稚園は26年度まで延長してるんですね。

**○子ども未来部子ども企画課長（佐藤 尚之）** 保育園は、今の情報です。現時点のあくまでも情報ということで、国の財源が保育園については24年度を手当てするっていう形になってまして、幼稚園につきましては26年度までという形になってます。そういう意味では、そこでちょっと不整合が今生じてますので、何らかのこれから国の対応が出てくるのではないかというふうに私たちは受けとめております。

**○吉田 崇仁委員** もっとも出てこなければ困りますよね。やはり小さい子どもが大変放射能に敏感だということですから、保育園の方が長くてもいいくらいですからね、これはもう何らかの形で出していきたいと思いますね。

**○委員長（小山 直子）** 他に御発言ございませんか。福島委員。

**○福島 恭二委員** 陳情審議に当たって、ちょっと聞いておきたいんですけども、今の保育料を含め幼稚園の減免についての延長はなされるやのお話ですから、年度の違いはあるようではございますけれども、これについてはそういう形で採択してもいいのかなと思うんですけども、3つ目の甲状腺の検査を福島県に戻れば実施できると、受けれるということだと思っただけで、だけれども函館に避難した方はもう福島に戻りたくない、足を踏み入れたくないということなのかどうかはわかりませんが、そういうことだと思っし、行くには旅費もかかることですから、まあ行けないということを踏まえれば、やっぱり函館でも実施すべきではないのかなと、特に幼稚園や保育園の入園料は別としても、この健康被害というものについてはやっぱり何人といえども、ああいう事故が起きた以降、やっぱり不安で心配であるわけですから、だからやっぱり将来こういう問題がふえるんじゃないかという懸念がされているわけですよ。ですから、函館市としてもこの種のやつは、先ほどちょっと本間委員のほうから出ていました国会で議論されているということでございますから、私もそれは承知してはいますけれども、だからこれらの問題についてはやがては恐らく国が負担するのではないかと思うんですよ。負担すべきだと私は思ってますよ。そんなことを考えれば、他都市の例に倣うまでもなく、先行的に実施をしていくべきじゃ

ないかなというふうには思うんですよね。現在実施してないっていうのは、どういう理由なんですか。そういう対象者がいないっていうことなのか、財源の問題あるのかわかりませんが、実施してない。しかし、今後こういった問題が提起をされたことからすれば、そういう検査をする意向があるのか、ないのか。ないとすれば、なぜなのか。その辺の理由も含めて、ちょっと説明してくれませんか。

**○保健福祉部健康増進課長（塚谷 圭永子）** 甲状腺検査についてのお尋ねですけども、まず福島県では1次検査として超音波検査によるスクリーニングを行ってまして、甲状腺の状態からABC判定という形でやっています。それから、2次検査については、再度精密な超音波検査の他に血液とか尿検査を実施していったということなんですけども、まず検査自体は簡単なものなんですけども、これの判定というのが非常に難しく、福島県においては日本甲状腺学会専門医、日本内分泌・甲状腺外科学会専門医、それから日本超音波医学学会専門医、それから日本超音波検査士、それから日本内分泌学会専門医の小児科というのを1次検診実施者の目安としておりまして、現在当市においてはこのような専門医はいないと思われまます。超音波検査士については、2名民間病院にいらっしゃるらしいんですけども、去年の9月時点の状態ですと2名ということなんで、ちょっと現時点でまだ民間病院にいらっしゃるかどうかはつかんでおりません。で、福島県では、今後、県外避難者については、全都道府県に1カ所以上関係学会の協力を得ながら協力医療機関を選定していく予定とのことでございます。で、福島県で行った先行検査の結果では、6月8日現在の検査結果で4万9,917人が受診してまして、2次検査が必要なB判定となったのは0.5パーセントの186人、それ以外は所見なしと経過観察の99.5パーセントがA判定という状況でございます。で、福島県では3年程度で現状把握を終えて、以降は対象者が20歳まで2年ごと、20歳以降は5年ごとの検査を継続する予定ですが、そういうような全国的統一基準をつくってこれから実施していく予定でありますので、函館市としても市独自に先行してやるということであれば、慎重な判断が必要かと思われまます。

以上です。

**○保健所長（山田 隆良）** 若干補足をさせていただきたいと思ひます。2点ほど問題があろうかと思うんですけど、1点は今健康増進課長が申し上げたとおり、小児の甲状腺がんが非常に少ないものでございますので、診断自体が非常に難しいということがあって、医師の研修等を行わなければ実際にできないということで、先ほど健康増進課長が申し上げたとおり各学会の専門医の中でこれから研修をしながら各地域でも実施ができるようにしていくというのが1点。それからもう1点が、甲状腺がんの特徴でございまして、小児の甲状腺がんというのが非常に今言ったようにまれなんですけども、もう1つの特徴として非常に進行が遅いということがございます。特に、被曝をしてからすぐに発病するわけではなくって、チェルノブイリの場合でも4、5年以上、福島の場合には放射線量がチェルノブイリの10分の1以下というふうに言われておりますし、日本人の場合にはもともと海産物などでヨードを非常に多くとることから、甲状腺がんが非常に少ないというふうに言われておりますので、そういう影響を考えますと恐らく発症があったとしても、相当先になる話でございます。ですから、今の時点でやるのは発症前の現在の状況を把握しておくという意味で、今の時点で検査をするわけですので、そういう意味では今すぐやらなければいけないかということ、今すぐやっても恐らく2、3年後にやっても基本的にはわからないということで、先ほど健康増進課長が申し上げたとおり体制が整ってからで十分ではな

いかというのが今の考え方でございます。

以上でございます。

**○福島 恭二委員** わかりました。ただ、ここで資料によりますと、函病で検査はしてるんですよ。参考までに市立函館病院での検査料金というのがありますけども、函病だけはできるんですか、できないんですか。何か、一部民間病院云々という話も先ほど専門がいるいないの話ありましたけども、それは函病ってということなんだろうかね、まあ1点ね。それで、そういうことでお医者さんがいない、これから研修してそういった専門医をつくるということのようですから、また今所長のほうから説明あったように実際に発症してるかどうかというやつが年数かかると、こういうことですからそんな話も素人ながら聞いてますけども、ただやっぱりこれが発症したときはもう遅いということですよ。だから、何ていいますか、一刻も早く発見するということが大事ではないかと思うものですから、なおさらできればそういう体制を早急につくってやってほしいと。今までやってこなかった、できなかったという理由はわかりましたけども、しかしそういった心配もこれからどんどん出てくるのではないかなと思いますんで、土地柄ガゴメコンブの産地ですから、恐らくそういう抑制力が働いて他の都市よりは発症が少ないのではないかと大いに期待したいところなんですけど、でもやっぱり今まさに心配して、恐らく2、3年後どんどん患者さんが出てくんじゃないかという心配がちまたで充満してるんですよ、子供たち特に。だから、そういうことからすれば、今現時点ではやむを得ないということもわかりましたけども、できるだけ早急にそういった体制をつくるように努力をしていただきたいというふうに思いますんで、その思いをちょっと一言お聞きをしたいなと。

**○保健福祉部健康増進課長（塚谷 圭永子）** 福島県の甲状腺検査っていうのは、まず甲状腺がんが発生の可能性のある時期より前にスクリーニングを開始して、今後県外避難者も含めた長期間にわたって継続的に検査することにより、甲状腺がんの早期発見に努めようとするものでございます。そのためにも先ほど言ったような7学会から構成される甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会というのを設けまして、診断基準の運用ですとか、実施者の条件、それから認定施設の選定とか、診断できる医師の育成など、今現在体制を整備しているところでございます。全国自治体協議会を通じて、福島県のほうから函病に病院として協力してくれないかという打診が今来てるというのはお聞きをしております。

以上です。

**○保健所長（山田 隆良）** 若干ちょっと追加をさせていただきます。まず1点目、先ほど発生したらもうおしまいだみたいな御意見あったんですけど、甲状腺がんは非常にゆっくり進行しますので、その経過の中で定期的に甲状腺のエコーをすることによって、もし進行してるようであればその時点で手術をしてもほぼ治ります。そういう意味では非常に予後のよいがんでございます。がんの中でも最も予後のよいがんというふうに言われておりますので、見つかった段階でおしまいというレベルのものではございません。それから2点目でございますけれども、函病で実施をしている甲状腺検査っていうのは、一般的な甲状腺検査でございます。甲状腺のエコーの検査はがんだけではなくて、例えば甲状腺機能亢進症で甲状腺が腫れる、甲状腺腫がある、あるいは他の水疱みたいなものができている、他のものも検査ができますんで、そういった一般的な検査については一応今函病で実施をできますので、その料金についてはこういう料金ですよということでございますので、今回ターゲットとなっております子供のもの

については先ほど申し上げたとおり非常に頻度が少ないということもあって、全国的にも専門に甲状腺やってる方が少ないということがありますので、これからその部分の資質を上げていただいてから全国で検査ができるように進めているということは今福島県立医大を中心に計画をしているというふうに伺っております。

以上でございます。

**○福島 恭二委員** わかりました。発見されたときにはもう遅いなんていう、常々早期発見、早期治療が大事だということですから、種類によっては違うんでしょうけども、いずれにいたしましてもそういう心配も充満してるんですよね。ですから、早期に発見できるような体制はつくらなければならないと、しかし今これからということですから、それは一刻も早くつくられるように期待をいたしておきたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いします。ありがとうございます。

**○委員長（小山 直子）** 他に御発言ございますか。本間委員。

**○本間 勝美委員** 今福島委員などから、検査についても質問がありましたけど、私も函病に何度か伺って、函病に要請が来ている文書も手元にあるんですけども、一応福島県、国の避難区域の指定がありますよね。その指定の住民だけ、認められた人だけが対象になってると思うので、福島県じゃ全体が対象になってるかといったらそうじゃないということで、避難区域等に指定されている自治体名が書かれてるんですね。実際函館市内にも福島県からもたくさん避難をされてきています。私のほう資料として持ってるんですけども、やっぱりこれしっかり委員会として共通認識持ったほうがいいかなって思ってるんですよね。どのくらいの数の人が福島県から実際避難してきて、一番心配されているのは子供さんですよね。子供さんの数も結構な数実はいらっしゃいますよ。これ私の口からよりもちゃんと言ってもらったほうがいいのかなと思いますので、もし説明いただければと思うんですけども、お願いできますか。

**○子ども未来部子ども企画課長（佐藤 尚之）** 本間議員からの質問でございますが、函館市への避難者の状況といたしまして、福島県から避難されてきた方は全部で117人になってございます。そのうち15歳以下の子供さんの数は49人ということになってございます。

以上でございます。

**○本間 勝美委員** 付け加えると、福島県の指定した地域、広野町とか、楢葉町とかあるんですけども、そういった所から函館に避難している方も29名いて、そのうち15歳以下の方が伊達市、南相馬市、大熊町っていうんですかね、7名、国の指定されている地域からも7名来ているってということで、この地域からの方であれば、例えば函病でできるかどうかわかりませんが、もしやった場合には国の負担でできますよってということで、それ以外から避難されている方、子供さんたちもたくさんいるので、そういう方の親御さんが最も心配してるんじゃないかなというような思いですね。先日函病にもちょっと聞いたんですよ。函病のほうにも聞いたら、対応についてもどうのこうのっていう話もあったんですよ。ちょっと今の保健福祉部の話とは若干違うのかなというのが思いとしてはあるんですけども、函病に直接聞いたほうがいいですか。まあ、この後保健福祉部と函病のほうで調整していただければいいのかなと思うんですけども、今なかなか甲状腺エコーの部分、一般的な甲状腺エコーというお話もあったんですけども、普通にやる場合は福島県だろうがわかりませんよね。どこの地域から来ているかわからない状態であれば、なかなかスクリーニングっていうか、難しいんですけども福島のこういう地域から

避難してきている子供さんっていうことが初めからわかっていれば、もしかすると甲状腺エコーやって、何らかの現象があれば、適切な専門機関のほうにつなげていくことはできますよっていうような答えだったんですね。なので、できる限り函病は専門機関じゃないんだけど、できる範囲でやることは可能なんじゃないかなって思いますんで、その辺のほうでもし答えられる部分があれば教えていただきたい。

**○子ども未来部母子保健課長（加藤 美子）** 福島県民を対象にした健康診査をちょっと整理させていただきます。先ほど健康増進課長からお話があったんですけども、3月11日の時点で福島県にいた0歳から18歳の子供に関しては、甲状腺検査は全員します。それは、今現在福島にいるいないにかかわらず、函館に避難して来ている方々についても対象になります。ただし、それについては、タイムラグ——先ほど所長からもありましたけど、甲状腺のがんについてはある一定期間の、進行するには時間が必要ですので今すぐやって異常が出たとしても、それは今福島原発の放射能によるがんなのか、それともともとその人が持っていたものなのかっていうのが全然判断がつかないんですね。ですから、早く早くとおっしゃる気持ちもわからないわけではないんですが、今福島県の調査の場合は精度を高めて時間をかけてきっちりとした本当に放射能の影響がない時点で検査をしたらどれくらいの人のがんというか、しこりが見つかるのかといったものをきちっとデータを完備して、その上で2年ごと、5年ごとといった形で検査をしていくといったスケジュールが立てられております。なので、まず甲状腺の検査については県外に避難しているからといって対象ではありませんと言っているわけではないので、そのところはまず御理解いただきたいと思います。ただし、今すぐは無理ですよといったところだそうです。今、市立函館病院のほうに協力ができますかという依頼が来ているのは、それ以外で血液検査ですとか、尿検査、尿検査といっても放射能の検査ではなくて、一般的な身長、体重はかって、血圧をはかってといったそういった内科的な検査の協力得られますかといった打診が来ているということなので、甲状腺検査に対して協力してもらえますかという依頼は、まだ恐らく来ていないと思います。

以上です。

**○本間 勝美委員** わかりました。そうであっても、やっぱり函館に避難してきているお父さん、お母さんの心配っていうのはあると思いますんで、今言われたこと、心配を払拭するための相談窓口をしっかりとやっぱりつくっていただきたいなと思って、懇切丁寧にそういうことも含めて、いろんな思いもあると思いますので、それをちょっと要望して私の質問を終わります。

**○委員長（小山 直子）** 池亀委員。

**○池亀 睦子委員** 私もそれを言いたかったんですけども、要するに陳情書がこのように挙がってくるということですね。それでよく読んでいって、結局は将来の見通しとか、また今本当に不安に思っていること、そのことをやはり道筋というか、今後自分たちはどういう検査を受けて、どういうふうになっていくのかとか、また国が今どういうふうな動きをしているのかとか、被災者にとってはそういうことが本当にタイムリーに入ってきて、そして理解をして、そして対応していけるっていう、不安だけがやっぱり一方通行でいっているのだからやっぱり陳情書が挙がってくるのかなということをやっぱりきょう説明聞いてよかったなと思ったんですけど、全容がやっぱりよくわかって、専門医っていうその判断っていうか、本当に不足してるんだなということもよく理解できましたので、その辺を正しい診断をしていただ

くためにはということで、やはり不安をどう除去していくのかということ、本当はもっと国がしっかりとしてこれは先手先手で手を打たなければ私にはならないことだと思います。市独自でやるべきことでもないんじゃないかなと思いますけれども、私たちもしっかり国のほうにも連携でこういう不安が起きるんだということもどんどんお伝えしますけれども、やはりその辺を何とか安心できる形をとっていただければなと思います。

以上です。

○委員長（小山 直子） 子供の健康に関する相談体制っていうのが、現状どうなっているのかっていう答弁はありますか。

○子ども未来部母子保健課長（加藤 美子） 相談については、ホームページ等でも何か健康に問題があれば応じますっていうことで、出していると思いますが。

○委員長（小山 直子） はい、わかりました。山田保健所長。

○保健所長（山田 隆良） 今、本間委員、池亀委員から御指摘があったとおりでというふうに思います。じゃあ、私どもも今回の陳情いただきまして、いろいろこれまでの国の動きなどを調べて、で今更なる説明させていただいたことがわかったというような状況でございますが、実際には例えば国の基金なども昨年のうちに基金が創設されていたということでございました。そういった情報が、国が十分に発信していなかったというのがございまして、去る5月31日なんです、環境省からの発表で原子力被災者等の健康不安に対するアクションプランについてということで、これも環境省のホームページのほうに載っておりました。これが、国が必ずしも被災者の方々、それ以外の国民の方々に対して十分に、健康不安に対して説明をしてこなかったということ、これを反省をして、それを踏まえて今御指摘のように地方自治体との連携をしながらPRをすること、あるいは先ほどの人材養成ですね、医療関係者等の人材養成を行うこと、そういったことを進めていくということがつい先頃、アクションプランという形で発表されたところでございます。私どももこういった方向に則って、市内に居住されているの方々に対する周知等も進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小山 直子） 他に御発言ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） それでは今山田保健所長さんがおっしゃったように健康に関する国からのアクションプランですとか、それから検診のあり方ですとか、そういう細かな情報については避難されている方々に小まめに情報発信するということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。理事者は御退室願います。

（保健福祉部、子ども未来部 退室）

○委員長（小山 直子） それでは、他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） それでは、発言を終結いたします。

---

○委員長（小山 直子） これより各事件に対する協議を行います。

まず、当委員会に付託された議案について、順次、各会派の賛否をお伺いいたします。議案のほうです。市政クラブさん。

○吉田 崇仁委員 まず、議案番号第1号、2号、3号、5号、すべてこれはマルであります。

○委員長（小山 直子） 民主・市民ネットさん。

○福島 恭二委員 同じです。

○委員長（小山 直子） 公明党さん。

○池亀 睦子委員 同じです。

○委員長（小山 直子） 市民クラブさん。

○佐々木 信夫委員 同じです。

○委員長（小山 直子） 日本共産党さん。

○本間 勝美委員 私たちは、議案第1号の一般会計補正予算中当委員会付託部分についての内容の中で公立保育園の民営化の部分の予算が組まれているということで、これに対して反対の立場ということでバツです。そのほかの2号、3号、5号についてはマルです。

○委員長（小山 直子） 一通りお聞きしましたので、整理をしたいと思います。議案第1号につきましては、日本共産党さんがバツということで、あとの4会派はマル。あとの2、3、5号の部分については、全会派マルってということで整理をさせていただきます。ここで何か御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） はい。それでは次に、当委員会に付託された陳情について、順次、各会派の賛否をお伺いいたします。なお、継続審査を主張する場合には、継続とする理由についても御発言願います。また、議運申し合わせにより不採択の決定をした陳情については、賛否の理由等に係る発言の記録を陳情者へ送付する扱いとなっており、この協議の場での発言を送付する扱いとしたいと思いますので、御配慮の上、発言いただくよう、よろしく願いいたします。それでは、市政クラブさん。

○吉田 崇仁委員 はい。陳情第9号の函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情は、第1項第1号・2号・3号は、まだ調査が不十分でございまして、継続にしたいと思っております。

○委員長（小山 直子） 続いて陳情第19号のほうもお願いいたします。

○吉田 崇仁委員 福島第1原発のですね。これもまだいろいろな問題が出てますので、まだ調査をもう少し深めたいと思っておりますので、これも継続としてお願いしたいと思います。2号から5号です。

○委員長（小山 直子） 民主・市民ネットさん。

○福島 恭二委員 私どもも同様、再度調査を深めたいと思っておりますので、継続にいたしたいと思っております。

○委員長（小山 直子） 9号も19号も同様ってことでよろしいですか。

○福島 恭二委員 同様です。

○委員長（小山 直子） 公明党さん。

○池亀 睦子委員 陳情9号の第1項1号から3号まで継続で、国の動きを注視しなければならない状況にあるということを理解しましたので継続です。陳情19号は、保育園、幼稚園のこれ採択しようとは思ったのですが、今の説明ですとやはり何らかの連絡があるのではないかとということですので、これはもう少しやはり国、道の注視しなければならないということで、全部第2項2号から5号まで継続という

ことをお願いします。

○委員長（小山 直子） 市民クラブさん。

○佐々木 信夫委員 うちも継続、同じような理由です。

○委員長（小山 直子） 日本共産党さん。

○本間 勝美委員 私たちも陳情第9号、19号通して賛成という立場なんですけど、引き続き、国の動向、原発事故に関しての国の動向を調査する必要があります。あとは、学童保育についても、移管されてきてまだ日が浅いということで、まだ十分調査されていない部分もあると思いますので、引き続き継続ということをお願いします。

○委員長（小山 直子） 陳情につきましては、2本とも継続審査をしていくっていうふうにしたいと思います。

ここで、事務調整のため、10分くらいをめどということで、11時50分、再開をめどにしたいと思います。暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

---

午前11時51分再開

（市民部、保健福祉部、子ども未来部、病院局 入室）

○委員長（小山 直子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより当委員会に付託された各事件について、順次、採決をいたします。

まず、議案第1号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員は御起立願います。

（起立多数）

○委員長（小山 直子） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号平成24年度函館市介護保険事業特別会計補正予算、議案第3号平成24年度函館市病院事業会計補正予算、及び議案第5号函館市衛生試験所設置条例の一部改正についての以上3件を一括して採決いたします。

各案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（小山 直子） 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決いたしました。

ここで理事者は御退室願います。

（市民部、保健福祉部、子ども未来部、病院局 退室）

○委員長（小山 直子） 次に、陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1

項第1号から第3号まで、及び陳情第19号福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情第2項第2号から第5号までについては、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長(小山 直子)** 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。継続審査とすることに決定した事件について、本日伺った意見を踏まえた理由をもって、閉会中もなお継続審査する旨、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長(小山 直子)** 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○委員長(小山 直子)** 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、継続審査部分を除き本委員会に付託されました事件は、すべて議了いたしました。

## 2 調査事件

### (1) 地域福祉とコーディネーターについて

**○委員長(小山 直子)**

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、新年度から実施しているモデル事業の内容について調査し、モデル事業実施後の課題等を検証するため引き続き調査を進めていくこととしていた。本調査事件の今後の進め方について、各委員に御相談だが、正副委員長としては、モデル事業の活動拠点である万代町会館の現地調査やコーディネーターなど、実際に事業にかかわっている方との懇談を経た上で課題等も含め、調査・研究を深めていくことも一つの方法ではないかと考えているが、いかがか。(異議なし)
- ・ それでは、懇談会等について、関係者と調整の上、改めて委員の皆様にご相談したいと思うが、よろしいか。(異議なし)
- ・ 各委員から発言あるか。(なし)
- ・ 本件については、現地調査や関係者との懇談を踏まえ、さらに調査・研究を深めていくため、閉会中継続調査事件とすることでよろしいか。(異議なし)
- ・ 閉会中継続調査事件について、さきほどの理由をもって議長に申し出たいが、異議あるか。(異議なし)
- ・ 議題終結宣告

### (2) 産業廃棄物処理施設設置計画について

**○委員長(小山 直子)**

- ・ 議題宣告

- ・ 本件については、担当部局に確認したところ、施設設置計画にかかわる事前審査申請は、まだ提出されていないとのことである。
- ・ 本件の進め方について、各委員から何か発言あるか。

**○本間 勝美委員**

- ・ 産業廃棄物の処理施設の設置計画についてということで、道南の中でいろいろな動きがあり、江差町に道南では初めての産業廃棄物の最終処分場が江差町の砂川という所に設置をされるということで、江差町以外でも議論されて、実際につくる事業者を議会としても呼んで、いろいろと説明も行ったということを知っている。あとは函館の部分に関しても、7月3日に石川町会館で周辺の6町会の町会長連名で住民説明会も開くということも知っているの、江差町の動きも含めて、今後何らかの形で事業者からも聞く機会もつくらなければならないのかなど。地元の町会が事業者から聞いて、議会が何も聞いてないということはないのかなと思うので、意見を言わせてもらった。

**○福島 恭二委員**

- ・ そしたらそういうことが計画されてるということは、予定どおり実施をしたいということか。

**○委員長（小山 直子）**

- ・ 実施のところは変わっていない。まだ、事前審査申請が提出されていないと。

**○福島 恭二委員**

- ・ そういうことであれば、それなりの資料を提出されるはずである。だから、委員会としてはそれがなされてから、具体的な本間委員が言ったようなことも含めて検討しなければならないことになると思うがその見通しがあるのか。

**○委員長（小山 直子）**

- ・ 前の計画の中で事前審査は7月15日まで、1年以内に出さなければならないと、一応そこで出さなくても、それで消えたというわけではなくて、その後また1年ということはあるが、一応前回出された予定としては、7月15日までということだったので、それまでに動きはあるかもしれない。当委員会としては、その申請が出た時点でまた調査するというので、継続をしてきたという経過がある。

**○福島 恭二委員**

- ・ だから、前後の決まりがあるのかわからないが、少なくとも住民説明会をやるのであれば、委員会のほうにもきちんと提出して、審議を求めるべきだと思う。

**○佐古 一夫委員**

- ・ 環境部に出席してもらい、現状を確認するか。

**○委員長（小山 直子）**

- ・ 待機はさせていない。

**○福島 恭二委員**

- ・ 提出される資料次第である。

**○浜野 幸子委員**

- ・ 対応については、正副委員長に一任したい。

**○副委員長（佐古 一夫）**

- ・ 環境部に確認し、必要に応じて皆さんにお伝えする。

**○委員長（小山 直子）**

- ・ それでは、本件については、確認しながら、事前審査申請等の動向を見ながら、閉会中の継続調査事件として、引き続き調査をするということで、よろしいか。（異議なし）
  - ・ 閉会中継続調査事件について、さきほどの理由をもって議長に申し出たいが、異議あるか。（異議なし）
  - ・ 議題終結宣告
- 

3 その他

**○委員長（小山 直子）**

- ・ 各委員からその他何か発言あるか。（なし）

**○委員長（小山 直子）**

- ・ 散会宣告

午後 0 時 01 分散会